

## モンゴル国籍の方々の受入れ手続について

### 1 モンゴル国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の

流れ（手続の解説） <http://www.moj.go.jp/content/001321051.pdf>



- モンゴルから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合

### 2 モンゴル国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001321050.pdf>



- モンゴルから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合

### 3 モンゴル側の手続きに関する Q&A

<http://www.moj.go.jp/content/001321052.pdf>



#### 【参考】法務省ホームページ URL

#### 1 在留資格「特定技能」の創設等

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)



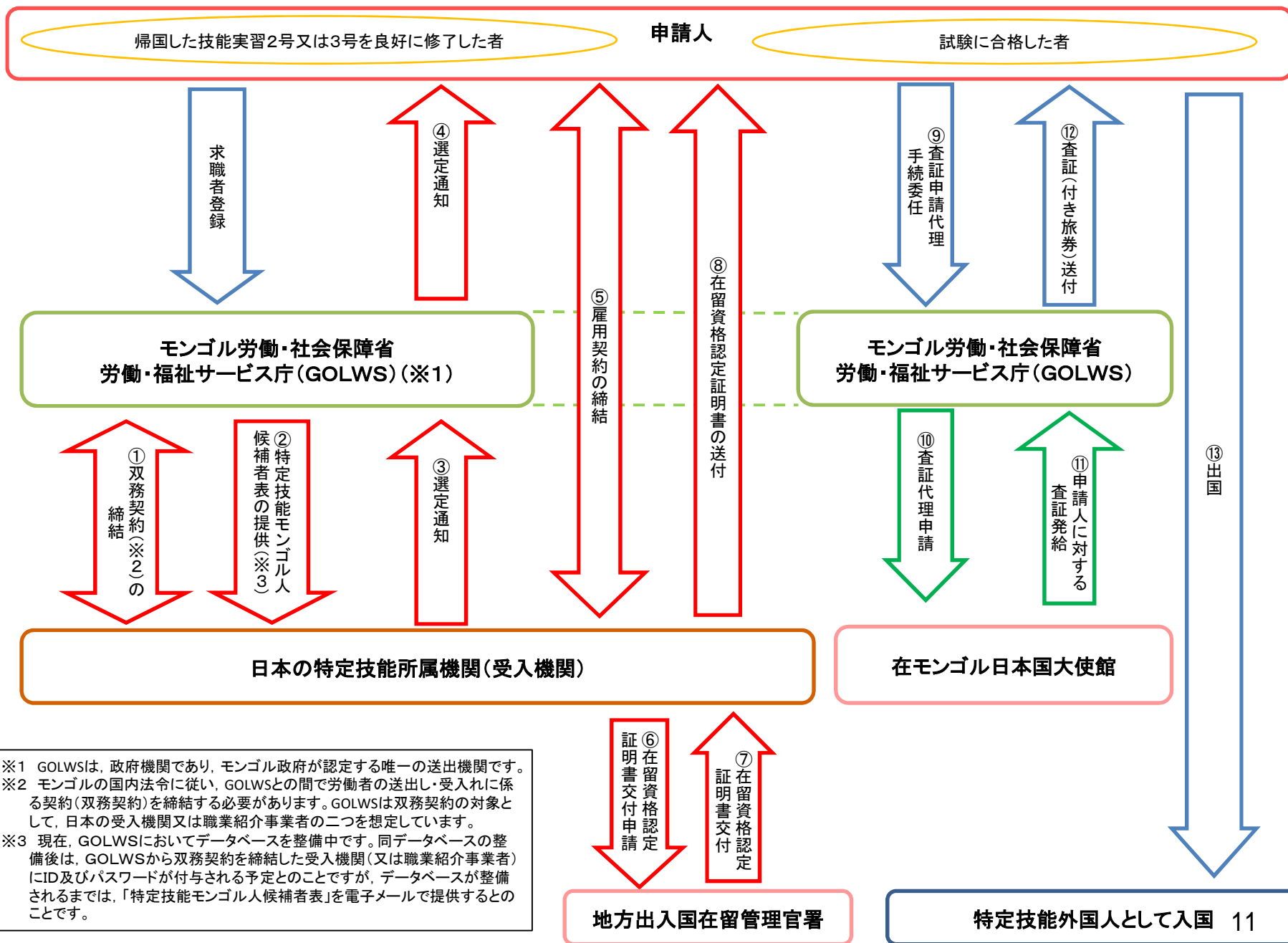
#### 2 各国における手続について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)



出入国在留管理庁政策課特定技能PT

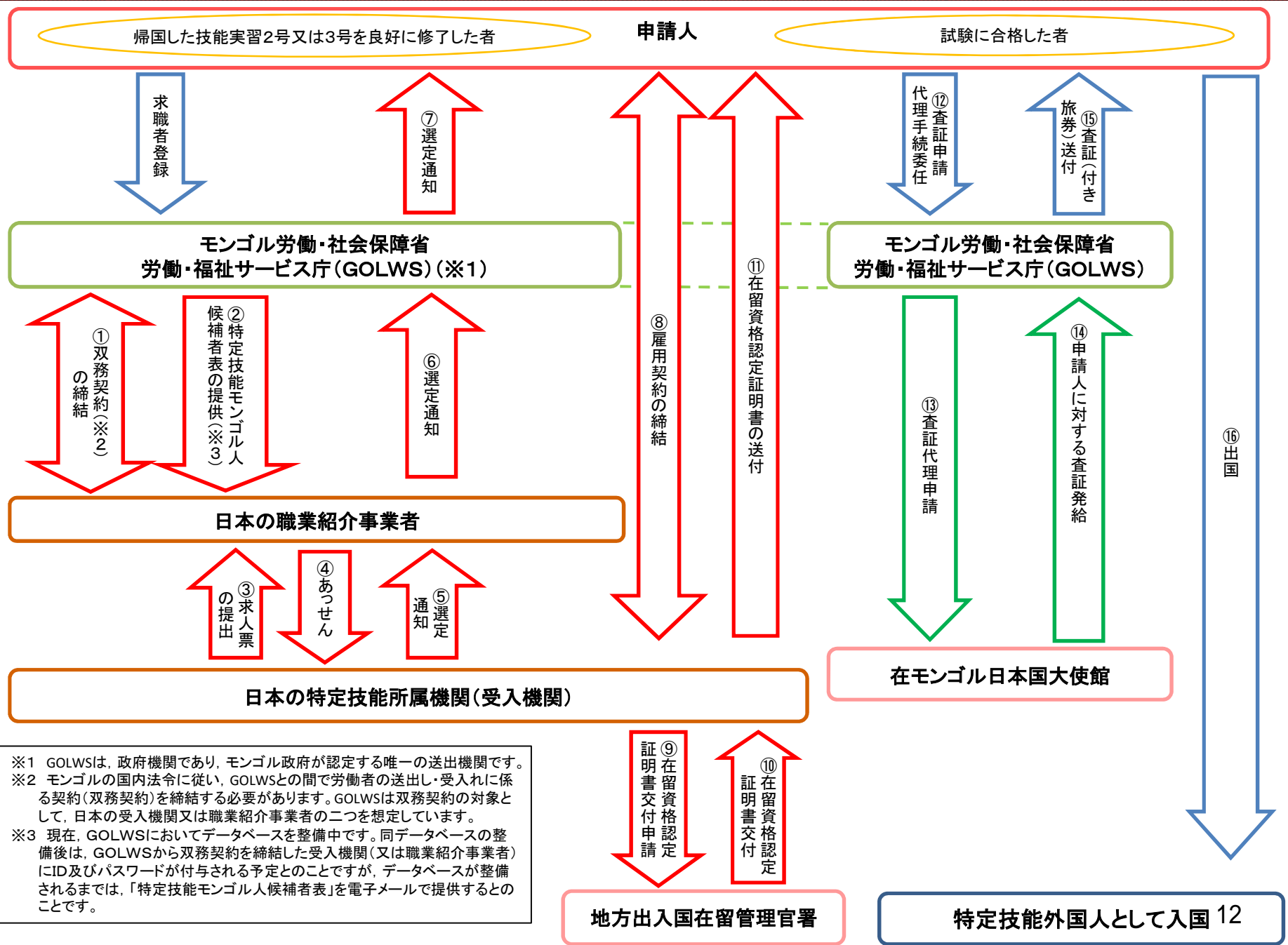
代表03-3580-4111



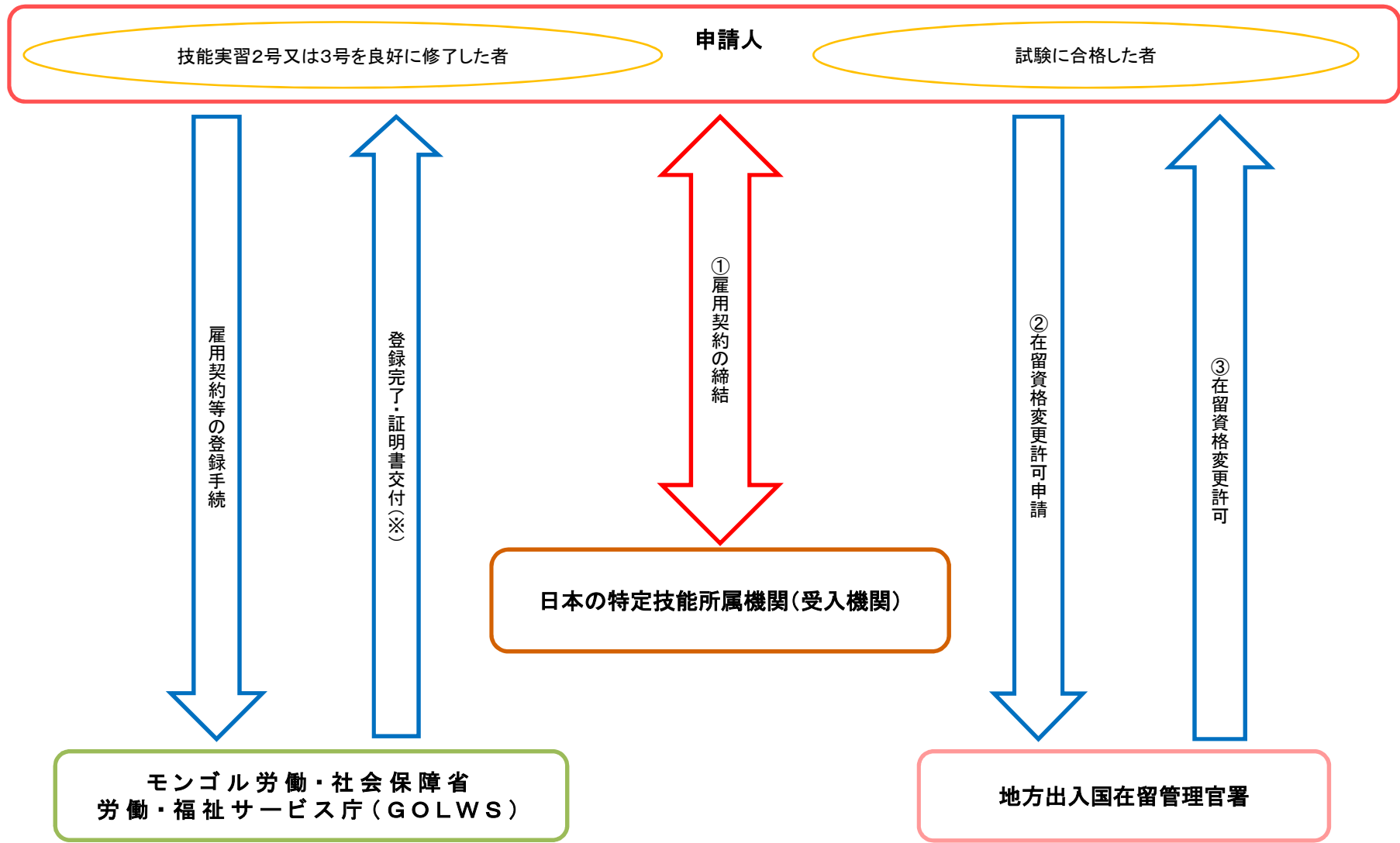
※1 GOLWSは、政府機関であり、モンゴル政府が認定する唯一の送出機関です。  
 ※2 モンゴルの国内法令に従い、GOLWSとの間で労働者の送出し・受入れに係る契約(双務契約)を締結する必要があります。GOLWSは双務契約の対象として、日本の受入機関又は職業紹介事業者の二つを想定しています。  
 ※3 現在、GOLWSにおいてデータベースを整備中です。同データベースの整備後は、GOLWSから双務契約を締結した受入機関(又は職業紹介事業者)にID及びパスワードが付与される予定とのことですが、データベースが整備されるまでは、「特定技能モンゴル人候補者表」を電子メールで提供することです。

# モンゴル特定技能外国人に係る手続の流れについて

モンゴルから新たに受け入れる場合（職業紹介事業者用）



※1 GOLWSは、政府機関であり、モンゴル政府が認定する唯一の送出機関です。  
 ※2 モンゴルの国内法令に従い、GOLWSとの間で労働者の送出し・受入れに係る契約(双務契約)を締結する必要があります。GOLWSは双務契約の対象として、日本の受入機関又は職業紹介事業者の二つを想定しています。  
 ※3 現在、GOLWSにおいてデータベースを整備中です。同データベースの整備後は、GOLWSから双務契約を締結した受入機関(又は職業紹介事業者)にID及びパスワードが付与される予定とのことですが、データベースが整備されるまでは、「特定技能モンゴル人候補者表」を電子メールで提供することです。



※在留資格変更許可申請において、本証明書は参考資料として提出されるものです。

## インドネシア国籍の方々の受入れ手続について

- 1 インドネシア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001316341.pdf>

- インドネシアから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 インドネシア国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001316340.pdf>

- インドネシアから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



- 3 インドネシア側の手続きに関する Q&A

<http://www.moj.go.jp/content/001316342.pdf>



### 【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)



- 2 各国における手続について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)



出入国在留管理庁政策課特定技能 P T

代表 03-3580-4111

# インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

## ○インドネシアから新たに受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム (SISKOTKLN) インドネシア政府が管理

### 労働市場情報システム (IPKOL)

インドネシア政府が管理

インドネシア国籍の方を雇用しようとする受入機関は、求人募集に当たり、**インドネシア政府が管理**する求人・求職のための「労働市場情報システム (IPKOL)」に**登録し、求人することを強く希望しています**。なお、システムへの登録はオンラインで、入力方法は英語とインドネシア語となります。

①登録・求人申込

日本の特定技能所属機関 (受入機関)

②雇用契約の締結

⑤在留資格認定証明書の送付

③在留資格認定証明書交付申請

④在留資格認定証明書交付

地方出入国在留管理局

特定技能外国人として入国

①求職申込

⑥SISKOTKLNへ登録

⑦移住労働者証 (E-KTKLN) の発行

申請人

帰国した技能実習2号又は3号を良好に修了した者

試験に合格した者

⑧査証申請

⑨査証発給

⑩出国

在インドネシア日本国大使館・総領事館

E-KTKLNを提出

## ○日本に在留する方を受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム (SISKOTKLN) インドネシア政府が管理

### 駐日インドネシア大使館

インドネシア政府は、日本に在留する技能実習生や留学生などの中長期に在留者であるインドネシア国籍の方が、日本に在留したまま、「特定技能」への在留資格変更許可申請を希望する場合には、**駐日インドネシア大使館において、海外労働者登録手続**を**するよう求めるとしています**。また、**登録手続を完了した者には推薦状を発行**するとしています。詳しくは、駐日インドネシア大使館にご相談ください。

③移住労働者証 (E-KTKLN) の発行

②SISKOTKLNへ登録

⑤登録手続済証明 (推薦状) の発行

④海外労働者登録手続 (届出)

日本の特定技能所属機関 (受入機関)

①雇用契約の締結

技能実習2号又は3号を良好に修了した者

試験に合格した者

⑥在留資格変更許可申請

⑦在留資格変更許可

地方出入国在留管理局

## タイ国籍の方々の受入れ手続について

- 1 タイ国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ  
(手続の解説) <http://www.moj.go.jp/content/001319079.pdf>
  - タイから新たに受け入れる場合
  - 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 タイ国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図 (フローチャート)  
<http://www.moj.go.jp/content/001319078.pdf>
  - タイから新たに来日の場合
  - 日本国内在留者の場合



- 3 タイ側の手続きに関する Q&A  
<http://www.moj.go.jp/content/001319080.pdf>



### 【参考】法務省ホームページ URL

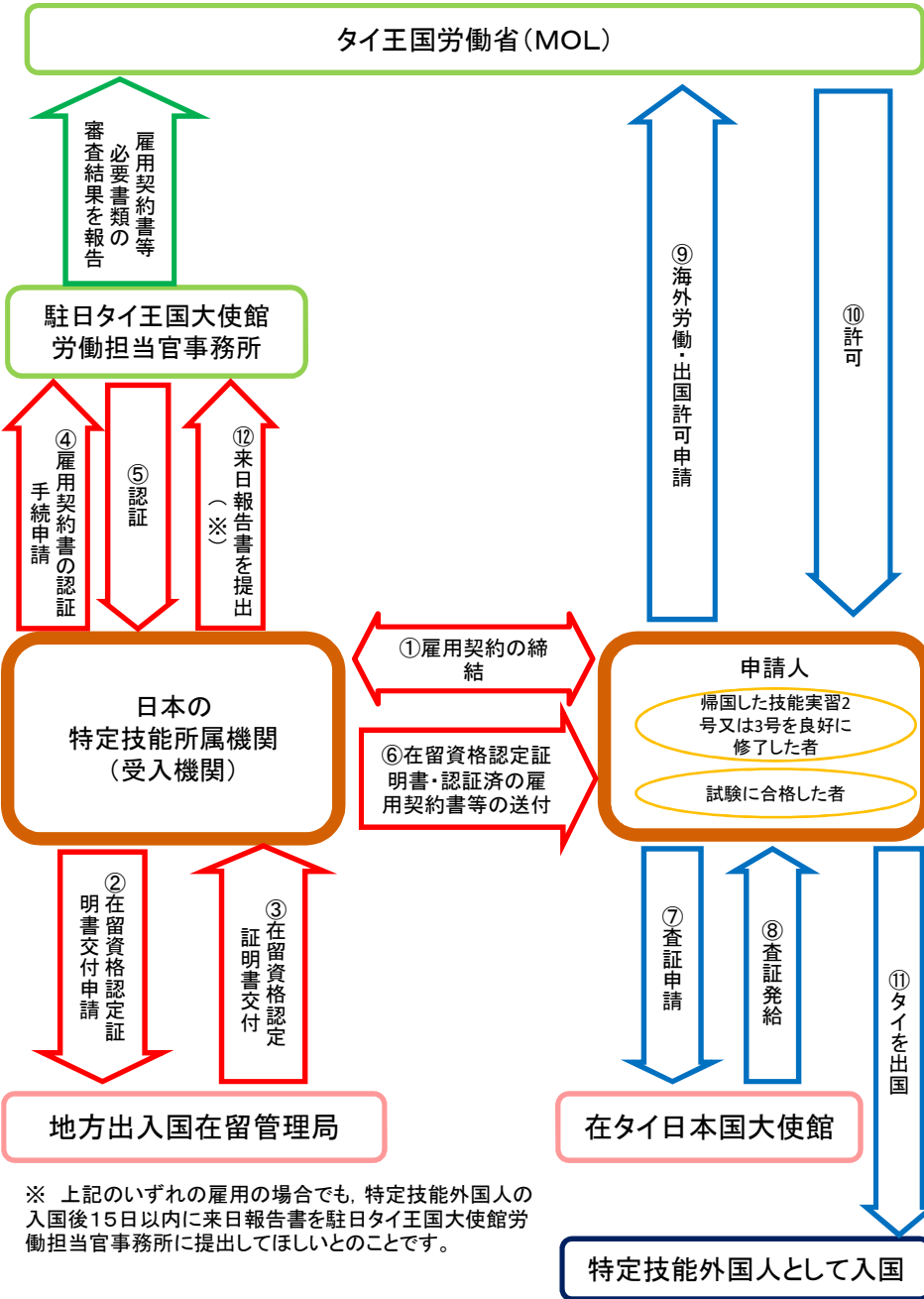
- 1 在留資格「特定技能」の創設等  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)
- 2 各国における手続について  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)



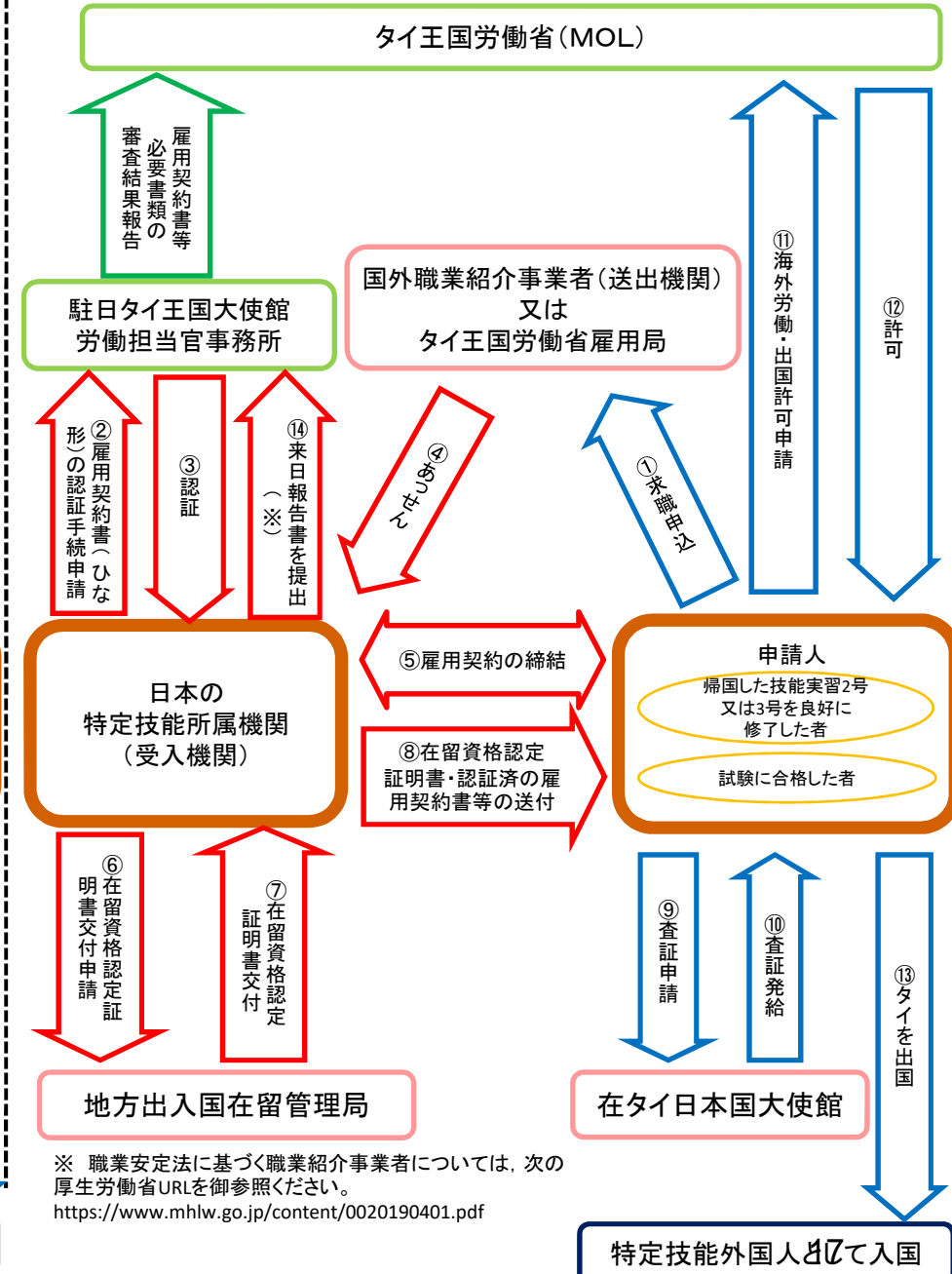
出入国在留管理庁政策課特定技能PT  
代表03-3580-4111

# タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ タイから新たに受け入れる場合(直接雇用の場合)



○ タイから新たに受け入れる場合(国外職業紹介事業者又は雇用局を利用して雇用する場合)



※ 上記のいずれの雇用の場合でも、特定技能外国人の  
入国後15日以内に来日報告書を駐日タイ王国大使館労  
働担当官事務所に提出してほしいとのことです。

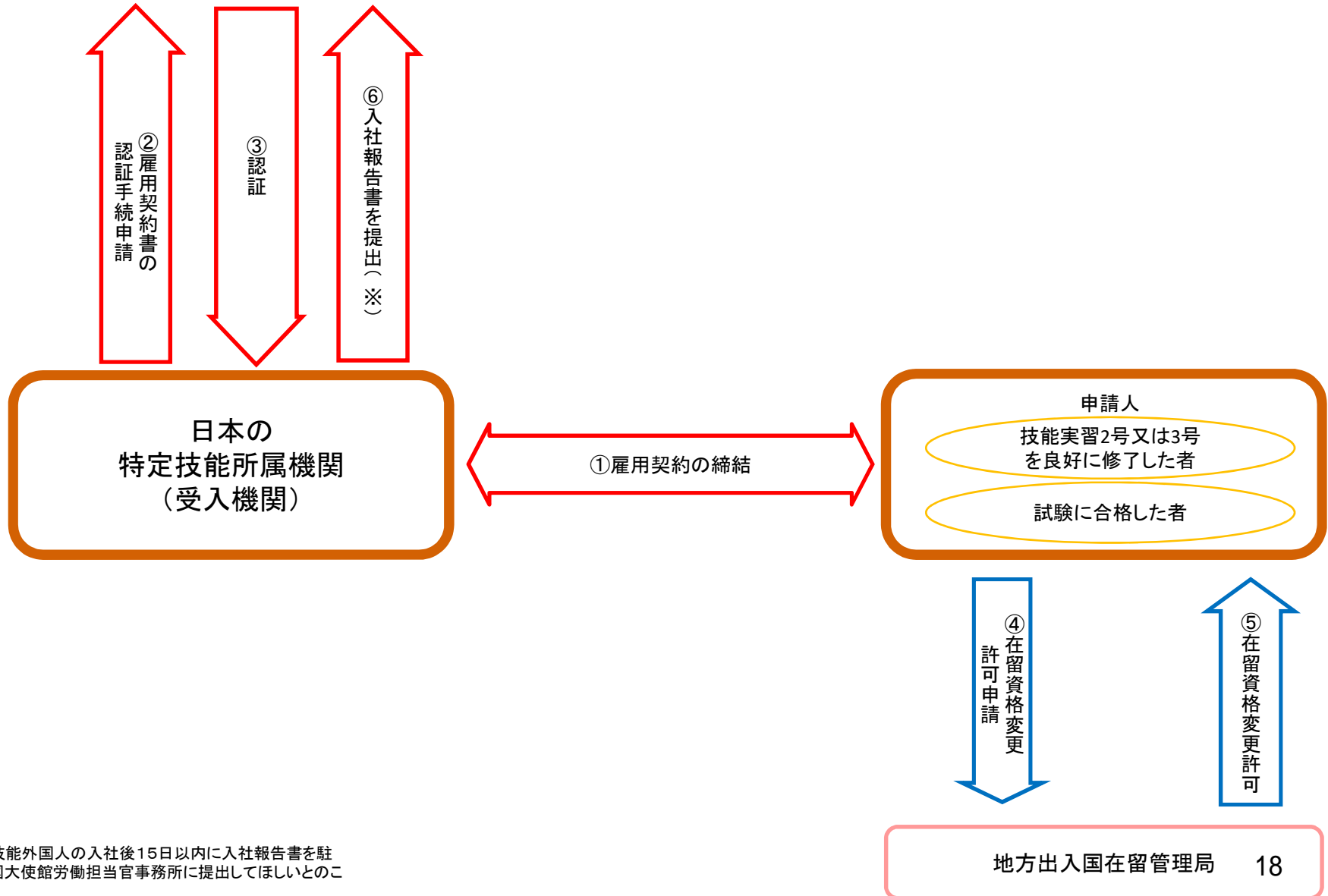
※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の  
厚生労働省URLを御参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>



# タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○日本に在留する方を受け入れる場合

駐日タイ王国大使館労働担当官事務所



※ 特定技能外国人の入社後15日以内に入社報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出してほしいとのことです。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和2年7月24日現在

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、以下のいずれかに該当する外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしています（注1）。

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。）が再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した場合であっても、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので（注2、3）、上陸拒否の対象地域への渡航を控えていただくようお願いします。

特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の各措置により上陸が拒否されることはありません。

- 上陸の申請日前14日以内に添付の表の国・地域における滞在歴がある外国人
- 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
- 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人

（注1） 出入国管理及び難民認定法（抄）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 （略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 （略）

（注2）

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。）が再入国する場合は、以下のとおり、再入国許可により出国した日及び滞在歴のある地域により、特段の事情の有無を判断します。

- ① 4月2日までに再入国許可により出国した場合
  - 原則として、特段の事情があるものとします。
- ② 4月3日から4月28日までの間に再入国許可により出国した場合
  - 上陸拒否の対象地域のうち、4月29日から追加された14か国、5月16日から追加された13か国、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
  - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ③ 4月29日から5月15日までの間に再入国許可により出国した場合
  - 上陸拒否の対象地域のうち、5月16日から追加された13か国、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
  - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。

- ④ 5月16日から5月26日までの間に再入国許可により出国した場合
  - 上陸拒否の対象地域のうち、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとしします。
  - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ⑤ 5月27日から6月30日までの間に再入国許可により出国した場合
  - 上陸拒否の対象地域のうち、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとしします。
  - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ⑥ 7月1日から7月23日までの間に再入国許可により出国した場合
  - 上陸拒否の対象地域のうち、7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとしします。
  - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ⑦ 7月24日以降に再入国許可により出国した場合
  - 上陸拒否の対象地域に滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。

(注3)

注2で上陸を許可する場合以外にも、特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可する場合があります。

- ・ 個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国等を許可することのある具体的な事例(7月29日現在)

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
4月3日まで指定された国・地域 73か国・地域	インドネシア, シンガポール, タイ, 韓国, 台湾, 中国(香港及びマカオを含む。), フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア	オーストラリア, ニュージーランド	カナダ, 米国	エクアドル, チリ, ドミニカ国, パナマ, ブラジル, ボリビア	アイスランド, アイルランド, アルバニア, アルメニア, アンドラ, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, 北マケドニア, キプロス, ギリシャ, クロアチア, コソボ, サンマリノ, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, セルビア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ノルウェー, パチカン, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ポルトガル, マルタ, モナコ, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リトアニア, リヒテンシュタイン, ルーマニア, ルクセンブルク	イスラエル, イラン, トルコ, パーレーン	エジプト, コートジボワール, コンゴ民主共和国, モーリシャス, モロッコ
4月29日から追加 14か国				アンティグア・バーブーダ, セントクリストファー・ネイビス, ドミニカ共和国, パルバドス, ペルー	ウクライナ, ベラルーシ, ロシア	アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア	ジブチ
5月16日から追加 13か国	モルディブ			ウルグアイ, コロンビア, パハマ, ホンジュラス, メキシコ	アゼルバイジャン, カザフスタン,		カーボベルデ, ガボン, ギニアビサウ, サントメ・プリンシペ, 赤道ギニア
5月27日から追加 11か国	インド, パキスタン, バングラデシュ			アルゼンチン, エルサルバドル	キルギス, タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ, ギニア, 南アフリカ
7月1日から追加 18か国				ガイアナ, キューバ, グアテマラ, グレナダ, コスタリカ, ジャマイカ, セントビンセント及びグレナディーン諸島, ニカラグア, ハイチ	ジョージア	イラク, レバノン	アルジェリア, エスワティニ, カメルーン, セネガル, 中央アフリカ, モーリタニア
7月24日から追加 17か国・地域	ネパール			スリナム, パラグアイ, ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア, コモロ, コンゴ共和国, シエラレオネ, スーダン, ソマリア, ナミビア, ボツワナ, マダガスカル, リビア, リベリア